

都道府県・政令指定都市名	44 大分県
--------------	--------

時点:2022年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総合的に所管する組織

局 部 課 ( 室 ) 名	生活環境部 県民生活・男女共同参画課
担 当 職 員 数	6 人 (専任 0 人、兼任 6 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	大分県男女共同参画推進本部
設置年月日(西暦)・根拠	2001年4月1日 根拠: 大分県男女共同参画推進本部設置規程(訓令甲)
長 の 役 職	知事

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

機 関 ・ 会 等 の 名 称	大分県男女共同参画審議会
設置年月日(西暦)	2002年6月1日
構 成 員	20 人 (女性 10 人、男性 10 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間 ( 西 暦 )	2021 年 4 月 ~ 2026 年 3 月
名 称	第5次おおいた男女共同参画プラン
改定・見直しの予定時期	2026年3月31日 未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	1
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成	

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	大分県男女共同参画推進条例
	公 布 日(西 暦)	2002年3月29日
	施 行 日(西 暦)	2002年4月1日
	最 終 改 正 日(西暦)	2009年4月1日
	改 正 内 容	ドメスティック・バイオレンス防止にかかる規定の追加、県民及び事業者からの苦情の申し出制度の創設
	改正が予定されている場合、改正予定時期(西暦):	年 月
無の場合	1. 制定等について検討中 具体的な状況:	
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

調査時点コード	1:2022年4月1日	2:その他(西暦)	2022年3月31日
目 標 値	(西暦) 2025 年度まで 40 %		
根 拠	第5次おおいた男女共同参画プランにおいて、「県の全ての審議会等において、女性委員の割合が4割以上となることを目指す」としている。		
目標設定の対象である審議会等の範囲	1 地方自治法第180条の5の規定に基づき設置されている委員会及び委員 2 法律若しくはこれに基づく政令又は大分県条例の定めるところにより設置されている附属機関 3 大分県規則、要綱又は要領等により設置されている審議会、懇談会、又は協議会等		
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード 2	審議会等数( 102 )うち女性委員を含む審議会等数( 72 )	延総委員等数( 1,948 )延女性委員等数( 727 ) 女性比率( 37.3 )
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード 2	審議会等数( 61 )うち女性委員を含む審議会等数( 60 )	延総委員等数( 1,008 )延女性委員等数( 357 ) 女性比率( 35.4 )
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード 2	審議会等数( 37 )うち女性委員を含む審議会等数( 36 )	延総委員等数( 692 )延女性委員等数( 215 ) 女性比率( 31.1 )
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード 2	審議会等数( 9 )うち女性委員を含む審議会等数( 9 )	延総委員等数( 66 )延女性委員等数( 17 ) 女性比率( 25.8 )
目標値以外の目標設定	第5次おおいた男女共同参画プランにおいて、「職指定等で女性委員の就任が困難な審議会等については、着実な登用を図るための個別目標を設定し、女性の参画促進を図る」としている。		
女性登用方針	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有 1	有の場合、1. 公表 2. 非公表 1
	人材名簿が有る場合	掲載人数 290 人	( 2016 年 2 月現在)
	その他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無) 2 委員の公募(1. 有 2. 無) 1 その他 ( )	

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

調査時点コード	1:2022年4月1日	2:その他(西暦)											
管理職総数	(人)	うち女性管理職数(人)	女性比率(%)										
	(A)=(C+E+G)	(B)=(D+F+H)	(B/A)										
女性管理職の内訳	部局長相当職		次長相当職		課長相当職								
	(人)	うち女性数(D)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(F)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(H)	女性比率(%)				
本庁	計	329	28	8.5	31	3	9.7	37	2	5.4	261	23	8.8
	うち一般行政職	260	24	9.2	18	3	16.7	37	2	5.4	205	19	9.3
支庁・地方事務所等	計	244	20	8.2	9	0	0.0	26	2	7.7	209	18	8.6
	うち一般行政職	168	10	6.0	0	0		22	2	9.1	146	8	5.5
全体	計	573	48	8.4	40	3	7.5	63	4	6.3	470	41	8.7
	うち一般行政職	428	34	7.9	18	3	16.7	59	4	6.8	351	27	7.7
再掲	警察関係	107	2	1.9	20	0	0.0	1	0	0.0	86	2	2.3
	教育委員会	54	4	7.4	1	0	0.0	9	1	11.1	44	3	6.8

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:2022年4月1日			2:その他(西暦)		
		課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)	係長相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)
		本庁	計	611	116	19.0	799
	うち一般行政職	473	98	20.7	550	153	27.8
支庁・地方事 務所等	計	695	127	18.3	570	173	30.4
	うち一般行政職	438	79	18.0	436	117	26.8
全体	計	1,306	243	18.6	1,369	351	25.6
	うち一般行政職	911	177	19.4	986	270	27.4
再掲	警察関係	233	17	7.3	544	64	11.8
	教育委員会	115	22	19.1	88	28	31.8

問7-3 新規昇任者数(2021年4月1日～2022年3月31日)

		課長相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)	課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)	係長相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)
		本庁	計	46	5	10.9	66	17	25.8	45
	うち一般行政職	39	5	12.8	61	15	24.6	37	11	29.7
支庁・地方事 務所等	計	36	4	11.1	45	9	20.0	76	19	25.0
	うち一般行政職	21	1	4.8	25	5	20.0	38	10	26.3
全体	計	82	9	11.0	111	26	23.4	121	33	27.3
	うち一般行政職	60	6	10.0	86	20	23.3	75	21	28.0
再掲	警察関係	14	2	14.3	20	3	15.0	32	6	18.8
	教育委員会	8	1	12.5	15	3	20.0	6	0	0.0

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務 成績	昇任 試験		昇格 試験		部局等の 推薦	経 年 数	遠隔地 での 長期研 修(4週 間以上)	遠隔地 での 勤務経 験	本人の希 望	その他
		面接 のみ	面接 以外	面接 のみ	面接 以外						
課長級	○	○	○	○	○	○	◎			○	
補佐級	○	○	○	○	○	○	◎		○	○	
係長級	○	○	○	○	○	○	◎		○	○	

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2021年4月1日～2022年3月31日)

	全受験者 数(人)	女性受験 者数(人)	女性 受験率 (%)
昇任試験	1,256	126	10.0
昇格試験	0	0	

問7-6 女性公務員の採用状況(2021年4月1日～2022年3月31日)

	総 数 (人)	うち女性 数(人)	女性比率 (%)
全体	469	159	33.9
うち上級	348	130	37.4
うち一般行政職	233	89	38.2
うち上級	170	76	44.7
うち警察関係	73	22	30.1
うち上級	33	9	27.3

問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

1	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。
---	---

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規 則 名	●大分県職員旧姓使用取扱要綱 ●警察職員旧姓使用取扱要綱 ●大分県企業局職員旧姓使用取扱要綱
該当部分の条文(本文)	●大分県職員旧姓使用取扱要綱第1条 この要綱は職員(非常勤職員及び臨時的任用職員を含む)が婚姻養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を変更した場合に、変更前の氏を使用することについて必要な事項を定めるものとする。 ●警察職員旧姓使用取扱要綱第1条 この要綱は、警察職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。 ●大分県企業局職員旧姓使用取扱要綱第1条 この要綱は、職員が結婚、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を変更した場合に、変更前の氏を使用することについて必要な事項を定めるものとする。

問7-9: 本庁の防災・危機管理部局への女性職員の配置状況

調査時点コード	1:2022年4月1日	2:その他(西暦)
---------	-------------	-----------

防災・危機管 理部局 職員数(人)	うち女性 数(人)		うち管理 職数(人)	うち女性 数(人)	
	うち女性 数(人)	女性比率 (%)		うち女性 数(人)	女性比率 (%)
37	4	10.8	8	0	0.0

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	大分県消費生活・男女共同参画プラザ		愛称・通称	アイネス	
設置年月日(西暦)	2003年4月1日		施設形態	2	1. 単独施設 2. 複合施設
所在地等	郵便番号：870-0037 住 所：大分県大分市東春日町1番1号 電話番号：097-534-4034 FAX番号：097-534-0684 ホームページ：http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/				
管理・運営主体	1. 施設管理○ 直営(担当部局名：生活環境部 ) 指定管理者(名称： ) その他( ) 2. 事業運営○ 直営(担当部局名：生活環境部 ) 指定管理者(名称： ) その他( )				
職 員 数	常勤	23 人、	非常勤	15 人	予算額 2022年度 240,370 千円
主な事業	○ 1. 広報啓発(主な事項 機関紙「アイネスホット通信」の発行(年4回) ) ○ 2. 講座(主な事項： 「男女共同参画地域・企業・若年者・団塊向け啓発講座」、デートDV防止セミナー ) ○ 3. 相談事業(主な事項 女性総合相談、DV相談、男性総合相談 ) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項： 展示情報コーナーの設置、図書・視聴覚教材の貸し出し ) ○ 5. 苦情処理(主な事項 大分県男女共同参画推進条例に基づく申出の処理 ) ○ 6. 交流促進(主な事項 男女共同参画週間ワークショップ ) ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項： NPOとの協働によるDV啓発 ) ○ 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項： ) ○ 9. 調査研究(主な事項 男女共同参画社会づくりのための意識調査 ) ○ 10. その他(主な事項： 働きたい女性のための託児サービス )				
男女共同参画・女性に関するもの	※ 実施しているもの：○				

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称			基金・基本財産額	千円
設置年月日(西暦)			出資者	

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	1	1. 有 問10-2 大分県女性団体連絡協議会 2. 無 名称等：	加盟団体数	13
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	2	1. 有 2. 無	会 員 数	
問10-4 活 動 内 容	○ 1. 定例会議(情報交換会等)の開催 ○ 2. 機関誌の発行 ○ 3. 広報啓発パンフレット作成 ○ 4. その他 ( 内容： 地域女性リーダーセミナーの開催(県との共催) )			
※ 実施しているもの：○				

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの：○

○ 1. 担当者連絡会議の開催 ○ 2. 市区町村職員研修会の開催 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催 ○ 4. 関係情報の収集提供 ○ 5. 審議会等女性登用の働きかけ 6. 補助金等の交付 ( 名称： ) 概要： ) ○ 7. その他 ( 内容： 街頭キャンペーンの実施 )
--

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの：○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

○ 1. 職員向けに、男女共同参画・女性問題をテーマとした講演会、研修会等を実施 2. 職員研修のプログラムの一部に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施
--

女性職員の研修受講への配慮

○ 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施 2. 研修受講職員の男女比を配慮 ○ 3. その他 ( 内容： 育休中職員の研修受講を可能とし、研修中の託児サービスを実施 )
--

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	2021年度予算 (千円)	2022年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	129,963	130,590	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.02 %	0.02 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況

※該当するもの:○

		項目の設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	○
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	
	(5) その他(内容: )	

↓ (具体的に実施している内容:○)

	問14-1	問14-2	問14-3	問14-4
	1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定	4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
①	「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得	○	○	○
②	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)		○	○
③	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)		○	○
④	地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得			
⑤	役員に占める女性割合に関する項目			
⑥	管理職に占める女性割合に関する項目			
⑦	役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)			
⑧	仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)			
⑨	ノーマル残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組			
⑩	短時間正社員制度の導入			
⑪	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組			
⑫	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)	○		○
⑬	その他	○		○

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)		1	1
1	女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得		○
2	女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○	○
3	役員に占める女性割合に関する項目		○
4	管理職に占める女性割合に関する項目		○
5	役員や管理職への女性の登用促進のための取組		○
6	その他「登用促進等」に関する項目		○
7	仕事と育児・介護を両立するための取組		○
8	ノーマル残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組		○
9	短時間正社員制度の導入		○
10	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組		○
11	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)		○
12	その他	○	○

→	「企業の登録・認定・認証制度」の具体的な名称	おおいた子育て応援団「しごと子育てサポート企業」(2:次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定)
→	「企業の表彰制度」の具体的な名称	「おおいた働き方改革」推進優良企業表彰(1・2・7・8・10・11・12:表彰基準)、おおいた女性活躍推進事業者表彰(1、2、3、4、5、6、7、8、9、11)

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1	ある	1	→	女性活躍推進法第23条の「協議会」の具体的な名称	女性が輝くおおいた推進会議
2	現在はないが、今後検討する			上記以外の具体的な名称	

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17	住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 2. 無	問17-1 名称	おおいた男女共同参画プラン年次報告
問17-1	公表周期	1. 定期 2. 不定期	1	定期的場合	1 年毎
	公表主体 (※ 該当するもの:○)	○ 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ( )			

## 問18-1 2022年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発			
・ 男女共同参画街頭キャンペーン	街頭で相談カード・チラシ等の配布		6月
・ 女性に対する暴力をなくす運動キャンペーン	街頭で相談カード・チラシの配布、民間協力団体とのパープルライトアップ、SNS広告、若年者向け広報案アイデアソン		11月
・ 機関誌の発行	事業の内容・募集及び各種行事等の周知を図るため、「アイネスホットと通信」を発行(年4回)		4月～3月
・ ホームページ掲載	ホームページによりアイネスの事業及び行事の周知を図る		
2. 表彰			
・ おおいた女性活躍推進事業者表彰	女性の登用や働きやすい職場環境づくりに積極的に取組む事業者を表彰		2月
・ 女性のチャレンジ賞	起業やNPO活動、地域活動等にチャレンジすることで輝いている女性(団体)を表彰		2月
3. 講座			
・ 女性活躍のための人材育成セミナー	管理職等に対する女性部下育成支援セミナー及び管理職女性に対する次世代女性リーダー養成セミナー	50人	10月～1月
・ 女性が輝くエンパワメントセミナー	不安解消、モチベーションアップ等エンパワメントによる社会参画促進	150人	9月～1月
・ 男女共同参画地域・企業・若年者・団塊向け啓発講座	男女共同参画の理解向上のための対象別に啓発講座を開催		4月～3月
・ DV防止啓発研修	医療・消防・福祉関係等、被害者の発見等初期の支援に携わる可能性の高い者に対する研修	300人	7月～3月
・ デートDV防止セミナー	中学生、高校生、大学生、教員等向けDV予防啓発	3800人	4月～3月
・ DV予防教育指導者研修	学校養護教員などを対象に、DV予防教育を行う人材の育成	25人	4月～3月
・ 女性活躍推進による組織強化支援事業	女性活躍推進の支店で行う社内プロジェクトを専門家がサポートすることで、意識の変化を促し、女性活躍推進が組織の強みとなることを体感・共有し、取組を発表してもらうことで県内企業の女性活躍推進の機運を高める。女性活躍推進セミナー等を実施。		7月～3月
・ 女性活躍推進のための広報強化	県内企業の女性活躍推進のため、県内で活躍する身近な女性を職種や業種ごとにロールモデルとして紹介する。ロールモデル講演会&トークショー等の実施。		7月～3月
・ 家事力UP推進セミナー	家庭内の固定的な役割分担意識の解消や男性の家事参画、女性の継続就業推進につながるセミナーを実施。	100名程度	12月
・ アンコンシャス・バイアス気づき・発信プロジェクト	無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)について、「知ってもらう・気づいてもらう・対処、行動してもらう」ため、e-ラーニングセミナー、事例創出ワークショップ及び動画を活用した県民向けの情報発信を実施。	300人	9月～3月
4. 相談事業			
・ 女性総合相談	女性全般に関する相談		通年
・ DV相談	相談員によるDV相談		通年
・ 男性総合相談	男性全般に関する相談		通年
・ 総合相談法律相談会	女性及び男性総合相談について、弁護士による相談対応		月1回
・ DV法律相談会	弁護士によるDV相談		月1回
・ 県民相談	県民の様々な悩みに対し、相談員が対応		通年
5. 情報収集・提供			
・ 展示・情報コーナーの設置	男女共同参画等に関する資料、図書等の閲覧		通年
・ 図書、視聴覚教材等の貸出し	男女共同参画等に関する図書、DVD等の貸出し		通年
6. 苦情処理			
・ 男女共同参画についての申出	大分県男女共同参画推進条例に基づく申出の処理		通年
7. 交流促進			
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ			
・ 女性の権利ホットライン	弁護士会主催の女性の権利全般に関する弁護士無料法律相談の会場等準備		6月
・ DV防止啓発研修(再掲)	医療・消防・福祉関係等、被害者の発見等初期の支援に携わる可能性の高い者に対する研修	300人	7月～3月
9. 国際交流・海外派遣事業			
10. 調査研究			
・ 配偶者暴力被害者等支援調査研究事業	被害者支援を行う民間団体の先進的な活動を支援する		4月～3月
11. その他			
・ 働きたい女性のための託児サービス	子育て中の女性を対象にハローワーク等での求職活動を支援するための託児を実施		通年

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制等に関する調査

議 会 名	大分県議会		
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1	
(欠席事由として明記した規定がある場合について)取得することが可能な休業期間	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	2	
【参考】労働基準法第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合には、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。			
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1	
規 則 名	大分県議会会議規則(昭和40年大分県議会規則1号)		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容	第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。		
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり 2. なし 3. その他( )	2	
規 則 名			
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容			
議会の欠席事由として、明記した規定の有無	1 明記した規定がある。 2 明記した規定はないが、運用上認めている。 3 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4 明記した規定がなく、過去に事例がない。		
配偶者の出産	1		
育児	1		
家族の看護	2		
家族の介護	1		
疾病	1		
その他	4		
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	4	
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	2	
議会におけるハラスメント防止に関する取組	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1	
行っている取組 ※実施しているもの:○	1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3. ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っている。 4. その他 ( )	○ ○ ○	
規 則 名			
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容			
(ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っている場合)内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。	2	
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	2	
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	4	
規 則 名			
案本文			
政治分野の男女共同参画のために実施していること			

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け

2	1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 3. その他(不明等) ( )
計画、指針名	
該当部分の規定	

調査時点コード:

1. 2022年4月1日 2. その他(西暦) ( )

1. 都道府県における首長等の状況

知事	2	1. 女性 2. 男性	任期: 2019年4月28日 ~ 2023年4月27日
副知事	2人	(女性 0人、男性 2人)	

2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性委員の割合(%)	備考
	1 都道府県防災会議(会長を含む)	59	5	8.5	
	都道府県防災会議(委員のみ)	58	5	8.6	
	内				
	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	17	0	0.0	行政機関の長等が委員となっており、女性が少ないため
	2号 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	行政機関の長等が委員となっており、女性が少ないため
	3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	0	0.0	行政機関の長等が委員となっており、女性が少ないため
	4号 警視総監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	行政機関の長等が委員となっており、女性が少ないため
	5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	4	0	0.0	行政機関の長等が委員となっており、女性が少ないため
	6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	4	0	0.0	行政機関の長等が委員となっており、女性が少ないため
	7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	25	3	12.0	
	8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	5	2	40.0	
	2 国土利用計画地方審議会	10	5	50.0	
	3 土地利用審査会	7	3	42.9	
	4 都道府県交通安全対策会議	24	4	16.7	
×	5 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。				6と統合
	6 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	44	18	40.9	
	7 精神医療審査会	17	6	35.3	
×	8 都道府県生活衛生適正化審議会				
	9 都道府県医療審議会	20	4	20.0	
	10 准看護師試験委員会	8	4	50.0	
×	11 麻薬中毒審査会				
	12 地方社会福祉審議会	29	11	37.9	
	13 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	20	8	40.0	
	14 国民健康保険事業の運営に関する協議会	11	5	45.5	
	15 国民健康保険審査会	11	5	45.5	
×	16 都道府県農業共済保険審査会				
	17 都道府県森林審議会	12	5	41.7	
	18 都道府県建設工事紛争審査会	9	4	44.4	
	19 建築審査会	7	3	42.9	
	20 都道府県建築士審査会	8	4	50.0	
	21 都道府県都市計画審議会	15	5	33.3	
	22 開発審査会	7	3	42.9	
	23 私立学校審議会	12	5	41.7	
	24 石油コンビナート等防災本部	26	2	7.7	
×	25 公害健康被害認定審査会				
×	26 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)				
×	27 都道府県児童福祉審議会				
	28 地方港湾審議会	19	6	31.6	
×	29 土地区画整理審議会				
	30 教科用図書選定審議会	20	9	45.0	
	31 介護保険審査会	20	8	40.0	
	32 都道府県固定資産評価審議会	10	4	40.0	
×	33 感染症の診査に関する協議会				
	34 警察署協議会	114	48	42.1	
	35 土地収用事業認定審議会	5	2	40.0	
	36 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	9	4	44.4	
	37 都道府県国民保護協議会	54	5	9.3	
	38 地方独立行政法人評価委員会	5	2	40.0	
×	39 市街地再開発審査会				
×	40 都道府県職員委員会				
×	41 自然再生協議会				
	42 審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	4	2	50.0	
	43 後期高齢者医療審査会	9	5	55.6	
	44 留置施設視察委員会	4	2	50.0	
	45 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会	21	2	9.5	
	46 指定難病審査会	14	0	0.0	医師のみで構成されており、指定難病に関し学識経験を持つ女性が少ないため。
	47 小児慢性特定疾病審査会	4	1	25.0	
	48 行政不服審査会	5	3	60.0	
	49 地域医療対策協議会	19	3	15.8	
×	50 幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関				
×	51				
×	52				
×	53				
	合計	692	215	31.1	
	女性委員0の審議会数	1			



## 3. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委員会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	教育委員会	5	2	40.0	
2	選挙管理委員会	4	1	25.0	
3	人事委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	1	25.0	
5	公安委員会	3	1	33.3	
6	都道府県労働委員会	15	5	33.3	
7	収用委員会	7	2	28.6	
8	海区漁業調整委員会	15	2	13.3	
9	内水面漁場管理委員会	10	2	20.0	
	合計	66	17	25.8	
	女性委員0の委員会数	0			